

井原市議会議長・副議長立候補制に関する内規

(平成23年4月27日 全員協議会 決 定)

(平成24年4月17日 全員協議会 一部改正)

(目的)

第1条 井原市議会議員（以下「議員」という。）から井原市議会議長（以下「議長」という。）及び井原市議会副議長（以下「副議長」という。）として適任者を選挙するため、議長及び副議長の選挙において、立候補制を導入し、所信表明を行う機会を設け、井原市議会基本条例（平成22年井原市条例第17号）第3条第1項に規定する市民にわかりやすい真に開かれた議会運営を行うことを目的とする。

(立候補の届出)

第2条 議長及び副議長の選挙に立候補する議員は、立候補届出書（様式第1号）により、議長選挙においては事務局長に、副議長選挙においては議長に届け出なければならない。ただし、議長に事故ある場合の副議長選挙については事務局長に届け出るものとする。

2 一般選挙後初めて行われる議長選挙における前項の届出は、議長選挙を行う臨時会（以下この項において「臨時会」という。）が告示された日の午後1時から臨時会が招集される日の2日前（以下この項において「締切日」という。）の正午までに行わなければならない。ただし、締切日が市の休日の場合は、その前日の正午までに行わなければならない。

3 一般選挙後初めて行われる副議長選挙における第1項の届出は、議長の選挙終了後、初めて会議の休憩宣告があったときから5分後までに行わなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、議長及び副議長が欠けた場合の第1項の届出は、あらかじめ議会運営委員会で定める期間までに行わなければならない。

5 第1項の届出を行った議員（以下「立候補者」という。）が、立候補を辞退するときは、立候補辞退届（様式第2号）により、第1項により定められた議長又は事務局長に届け出なければならない。

6 前項の届出は、次条に規定する所信表明を行う全員協議会の開会後は届け出をすることができない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときで、全員協議会において了承された場合は、この限りでない。

(所信表明)

第3条 立候補者は、所信表明を行うものとする。

2 所信表明を行う場は、全員協議会とする。

3 所信表明は口頭で行うものとし、立候補者1人につき10分を超えてはならない。

4 所信表明に対し、他の議員は発言することはできない。

5 立候補者が複数ある場合、所信表明を行う順位を決めるため抽選を実施する。

(立候補者以外の議員への投票)

第4条 立候補者以外の議員への投票も有効とする。

(委任)

第5条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この内規は平成23年5月1日から施行する。

この内規は平成24年4月17日から施行する。

第5条関係（議会運営委員会決定事項）

第2条第4項関係

1 議長が欠けたとき

①議長の辞職を承認したとき

辞職承認後、初めて会議の休憩宣告があったときから5分後まで

②その他の場合

議長が欠けたのち、初めて招集される会議の召集日の2日前の正午まで、ただし、その日が市の休日の場合は前日の正午まで

2 副議長が欠けたとき

①副議長の辞職を承認したとき

辞職承認後、初めて会議の休憩宣告があったときから5分後まで

②その他の場合

副議長が欠けたのち、初めて招集される会議において、議長（臨時議長及び仮議長は除く）が初めて会議の休憩宣告をしたときから5分後まで

年 月 日

井原市議会議長
（井原市議会事務局長）

殿

井原市議会議員

立候補届出書

この度、（議長・副議長）に立候補したいので届け出ます。

年 月 日

井原市議会議長
(井原市議会事務局長)

殿

井原市議会議員

立候補辞退届

年 月 日に届け出た、(議長・副議長)への立候補を辞退したいので届け出
ます。

井原市議会議長・副議長立候補制に関する内規の一部を改正する内規

井原市議会議長・副議長立候補制に関する内規（平成23年4月27日全員協議会決）の一部を改正する。

第3条第1項中「ことができる。」を「ものとする。」に改める。

様式第1号（第2条第1項関係）中「※所信表明実施の有無（有・無）」を削除する。